

令和 5 年度えりも地域における春期ゼニガタアザラシ捕獲業務 仕様書

1. 目的

ゼニガタアザラシは、現在「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」において希少鳥獣に指定されているが、えりも地域においてはゼニガタアザラシの増加に伴い、食害等による漁業被害が深刻化している。

このため環境省では、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と漁業との共存を目的とする「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第 1 期：平成 28 年 3 月策定、第 2 期：令和 2 年 3 月策定）」に基づき、ゼニガタアザラシの管理事業を実施しているところである。

本業務は、当該計画に基づき、春期において、漁具（網等）によるゼニガタアザラシ生体捕獲を行うものである。

2. 対象地域

北海道幌泉郡えりも町

3. 履行期限

令和 5 年 8 月 31 日まで

4. 業務実施内容

（1）サケ定置網におけるゼニガタアザラシの捕獲

- ① ポケット網の作成：サケ定置網内の金庫網に侵入したゼニガタアザラシによる漁業被害軽減および個体の脱出防止を目的とするポケット網（長さ 3 m 程度の漏斗状の網）を 1 個程度作成する。ポケット網の仕様は、ゼニガタアザラシの成獣が収まるサイズで、ポケット網に入った個体を可能な限り生体のまま捕獲できるようにブイ等を取付ける等、北海道地方環境事務所えりも自然保護官事務所担当官（以下「環境省担当官」という。）との協議や試行検討を行うこと。本作業は 3 名程度により計 4 日間程度を想定している。
- ② 網の設置・撤去：定置網船を用いて、環境省担当官と協議の上で対象とするサケ定置網内の金庫網に、北海道地方環境事務所が提供するゼニガタアザラシ捕獲網や防除格子網、①で作成したポケット網を設置する。また、金庫網にロープを敷設し、北海道地方環境事務所から貸与する水中カメラを設置する。なお、業務の実施期間中、気象条件等により出航が困難な場合や網の破損・流出が予想される等の場合には、環境省担当官と協議の上で出航を見おくるほか事前に網を一時的にはずす等の安全措置を講じることとする。本作業は計 12 名程度により 4 日間程度を想定している。
- ③ 捕獲確認・支援：定置網船を用いて、設置した網を毎日おこし、ゼニガタアザラシの捕獲状況等を確認する。捕獲された場合は、環境省担当官の指示に基づき、捕獲網からゼニガタアザラシを回収し、東洋漁港まで運搬する。回収したゼニガ

タアザラシについては「令和5年度えりも地域ゼニガタアザラシ生態モニタリング調査業務」の請負者が調査するので、漁港に持ち帰り陸上にあげるなど調査支援を行う。ただし、気象条件等により、捕獲網や防除格子網が破損・流出するおそれがある場合には、環境省担当官と協議の上、一時的に撤去する等の安全管理を講じることとする。本作業は12名程度により1日あたり3時間程度として24日間程度を想定している。

- ④ 捕獲網の改良：ゼニガタアザラシの捕獲状況、海況や網等の破損状況、サケ・マス類の食害状況等を考慮して、網の構造改良案の提案や改良作業を行う。本作業は4名程度により5日間程度を想定している。

(2) 固定式刺し網によるゼニガタアザラシの捕獲

- ① 固定刺し網の作成と準備：ゼニガタアザラシを捕獲する固定式刺し網等の漁具を請負者において用意すること。固定式刺し網の仕様については環境省担当官と協議し、大型のゼニガタアザラシ個体捕獲に適した網地や形状となるよう作成すること。また、固定式刺し網の積み込み準備等を行う。本作業は3名程度により計5日間程度を想定している。
- ② 捕獲作業：襟裳岬周辺において定置網船と船外機船を用いて、固定式刺し網によるゼニガタアザラシ捕獲作業を2回程度実施する。可能な限り成獣または亜成獣の捕獲を目指すこと。1回の出航にあたり、定置網船1隻に3名程度、船外機船3隻に各2名程度が乗船し、海上での作業は4時間程度を想定している。ただし、天候・海況等により継続が困難な場合はこの限りではない。出航日ごとに捕獲数、使用した網の種類等を日誌に記録し、報告書に添付すること。捕獲作業に際して、環境省担当官等が同船する場合がある。
- ③ 捕獲個体の引揚げ運搬等：船外機船で捕獲したゼニガタアザラシは、可能な限り早期にクレーン等を用いて定置網船に引きあげ、東洋漁港まで運搬する。計20頭程度の捕獲を想定しているが、天候・海況のほかゼニガタアザラシ捕獲状況によっては、実施回数や捕獲頭数が増減する場合がある。

5. 成果物

紙媒体：報告書 2部（A4版20頁程度、簡易製本可）
報告書の仕様及び記載事項は、別添によること。

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は北海道地方環境事務所が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境

省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、最新閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。